

「稼ぐ地域」をめざしたツアー開発業務仕様書

1 業務名

令和7年度 倉吉市「稼ぐ地域」をめざしたツアー開発業務

2 背景・目的

本市では、観光地としての滞在時間延伸や観光消費の拡大を目指す取り組みを進めており、なかでも、中心市街地・関金エリアに点在する歴史資源や温泉・自然・食文化を活かした「稼ぐ観光」モデルの確立が重要である。

また、コロナ禍の影響や「バスの2024年問題」等による団体客減少、中心市街地の空き店舗増加などの課題もあり、観光ニーズの多様化等への対応が急務となっている。

そこで本事業では、これまで実施してきたマネタイズにつなげるモニターツアー造成等の取組を踏まえ、実際に販売可能なツアー商品を造成・実証し、地域の経済活性化に寄与する観光需要を創出することを目的とし、とりわけ、白壁土蔵群等歴史的資源を有する中心市街地と温泉や自然豊かな観光資源を満喫でき、新たな宿泊施設が開館した関金エリアにおける宿泊や体験プログラムの連携強化、SNS・Web広告等を活用した効果的な集客施策を実施し、本市の観光課題である通過型観光から滞在型観光への転換、滞在時間延伸による観光消費の拡大につながる「稼ぐ観光」への転換を図る。

なお、本件の企画に当たり、重要業績評価指標として市内観光入込客数の20万人の増、ツアー販売額の1千万円の増、ツアー参加者数の710人の増を目指しており、これを包括するツアー造成を目指している。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（予定）

4 委託金額

上限額：28,000,000円（消費税および地方消費税含む）

（内訳例）ツアー企画・テスト運営、広告費、基本計画・設計費、報告書作成等

契約形態：業務委託契約

5 業務内容

本業務は、別に発注する「※地域全体で取組む観光ビジョン策定業務」の業務内容・成果物（見込み）との整合性を図りながら、本市が主に観光分野で「稼ぐ地域」となることを目指すに当たり必要と考えられる、次に掲げる施策（試行を含む。）を受託者において実施するものである。

なお、業務実施のための打合せ、関係機関との調整も含め、一括して受託者の責任において実施するものとする。

※地域全体で取組む観光ビジョン策定業務

- ・観光ビジョン策定事業
- ・策定に当たり、国内外市場調査、倉吉ポテンシャル調査等の実施

（1）地域内ツアー拡充施策

ア 周遊促進のための情報発信

SNS（Instagram、X、Facebook等）や検索エンジン広告、旅行サイトとの連携等、WEBを活用した誘客促進施策を計画・実施する。

また、キャンペーンページや特集記事の制作、インフルエンサーを活用したPRなど、効果が期待できる広報手段を提案すること。

イ 効果検証

上記施策を通じて得られた集客指標（PV数、申込数など）を測定し、報告書にて可視化すること。

(2) 関金ポテンシャル調査・設計（日帰り温泉施設の見直し・基本設計）

関金エリアにおける主要観光資源（せきがね湯命館）の現状調査を実施し、過去の検討結果を踏まえ、機能強化に向けた基本計画ならびに基本設計を検討する。調査結果を基に、主要観光資源の機能強化のための施策を検討する。

なお、機能強化にあたっては、環境に配慮した計画等を検討するよう配慮すること。

(3) ツアーコンセプト設計と企画（中心市街地及び関金エリア内のツアーコンセプト立案）

市内宿泊施設の宿泊者に滞在時間の延長と地域内での観光消費を落としてもらうことを目的として、本市の観光に関する各種調査や国内優良ツアーの実態から、倉吉に適したツアーコンセプトの企画立案を行う。中心市街地及び関金エリア内で6つ以上のツアープラン候補を設計し、各プランごとにターゲット層・所要時間・料金イメージ・連携先事業者などを整理する。

(4) 現地調査とリソース確保（プラン絞り込み）

設計した6つのプランのうち、有望な3案を厳選し、実地調査・プログラム設計を行う。関係事業者（宿泊施設、飲食店、体験事業者等）と連携し、具体的な運営マニュアルや料金設定、ガイド体制を整備する。

(5) モニターツアー実施・ツアー運営サポート

ア モニターツアー

厳選した3案について、モニターツアーを実施。参加者からアンケート・ヒアリングを行い、商品性や満足度、価格帯等を検証する。

日程・募集方法・スタッフ配置・現地ガイドの手配など、運営全般を受託者が担う。

イ 改善・ブラッシュアップ

モニターツアー結果を踏まえ、プログラム内容や価格設定、案内手法等を再度見直す。

本格的なツアー販売に向けた課題リストと対応策を報告書にまとめる。

ウ 観光MICE協会の体制強化支援

今後、観光MICE協会が自走し、ツアーを販売できるよう、必要に応じて、システム構築や予約受付業務のサポート等の事業運営のノウハウ移転やマニュアル整備を行う。

6 業務体制

(1) 業務責任者 受託者は、本業務を統括する業務責任者を配置し、発注者との情報共有や進捗管理を行う。

(2) 実施体制原則として同一メンバーが一貫して担当する。人員変更等が必要な場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

実施にあたり、市内または県内の専門知識を有する事業者等、協力事業者を可能な限り含めること。

(3) 緊急時連絡体制受託者は、緊急時の連絡窓口を設置するとともに業務全体が遅滞なく進行できるように連絡体制を整えるものとする

- (4) 打合せ・協議 着手時・中間（複数回）・完了時を含め、受託者は適宜発注者と十分な打合せを行う。打合せ結果については議事録を作成し、相互に確認を行う。

7 納品物・成果物

No.	項目	成果物
1	中間報告書	モデルツアーの企画書、調査結果概要等をまとめて作成すること。
2	最終報告書	ツアー造成実績・分析、アンケート結果、事業成果・課題・今後の推進方策を整理し、紙媒体・電子データ（PDF形式、変更可能ファイル等）で提出すること。
3	各種マニュアル	運営マニュアル、ガイドライン等をまとめて提出すること。
4	広報資料	チラシ・パンフレット・広告案等を紙媒体・電子データで提出すること。
5	その他	その他、必要と思われる資料を提出すること。

8 納品場所

倉吉市観光交流課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

9 スケジュール（例）

No.	項目	日程	備考
1	公募開始	令和7年4月25日	
2	質問受付期限	令和7年5月7日 正午まで	
3	企画提案書提出期限	令和7年5月22日 午後5時まで	
4	審査・事業者選定	令和7年6月3日頃	
5	契約締結	令和7年6月上旬	
6	業務期間	契約締結日から令和8年3月31日まで	
7	中間報告	令和7年11月頃	
8	最終報告書提出	令和8年3月31日	

※ 上記は予定であり、事情により変更になる場合がある。

10 応募資格・条件

- (1) 過去に国内外に対する観光マーケティング業務の実績を有すること。
- (2) 国内外の旅行会社や媒体、インバウンド関連事業者との連携実績があることが望ましい。
- (3) 地域住民や観光協会・DMO等との協働経験があり、円滑に業務を進行できる体制を持つこと。
- (4) 地方自治法・旅行業法など関連法令を遵守し、適正に委託契約を履行できること。
- (5) 本業務は、原則として業務の全部は又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (6) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたって知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、本業務が終了した後も同様とする。
- (8) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

11 提案書の提出要領

- (1) 企画提案書（A4・任意様式・ページ数目安：～20頁）
- (2) 会社概要（法人登記簿謄本写し等）

- (3) 業務実績一覧（類似ツアー造成・地域観光プロモーションの実績等）
- (4) 見積書（内訳明細必須）
- (5) 企画提案書記載内容
 - ア 業務実施方針・体制（担当者経歴・役割分担）
 - イ ツアー造成アプローチ（市場調査手法、モニターツアーの運営計画）
 - ウ プロモーション戦略案（SNS活用、旅行会社連携等）
 - エ スケジュール（全体工程表）
 - オ 費用内訳（広告費、モニターツアー開催費、調査費等）
 - カ 独自提案（参考資料での事例を踏まえた追加アイデア等）

12 選定方法

提案書とプレゼンテーションにより、企画内容の妥当性・独創性・実施体制・費用等を総合的に評価し、最適な事業者を選定する。なお、審査方法の詳細については別に定める。

13 留意事項

- (1) 調査・ツアー実施で得られる個人情報適切に管理し、他目的に利用・第三者提供しない。本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (2) テストツアー等に関わる事故・トラブルが生じた場合、速やかに発注者へ報告のうえ対処すること。
- (3) 本業務は、原則として業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (5) 本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (6) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (7) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (8) 契約不履行・違約金 成果物の不備等がある場合、契約書に基づき違約金等を適用する場合がある。
- (9) その他 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定する。